

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号 第131条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 第44条第2項、第47条第1項、第50条第2項又は第61条第1項の規定に違反した者 (2) 第46条第3項、第53条、第54条、第56条第3項又は第91条第2項の規定による命令に違反した者 第132条 第62条第2項、第63条第2項、第64条第3項、第64条の5第3項又は第85条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第133条 第23条第2項、第51条第2項、第52条第2項、第55条において準用する第54条第1項又は第57条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。	○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号 第131条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 第44条第2項、第47条第1項、第50条第2項又は第61条第1項の規定に違反した者 (2) 第46条第3項、第53条、第54条、第56条第3項又は第91条第2項の規定による命令に違反した者 第132条 第62条第2項、第63条第2項、第64条第3項、第64条の5第3項又は第85条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第133条 第23条第2項、第51条第2項、第52条第2項、第55条において準用する第54条第1項又は第57条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。